

入札公告

産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 6 日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 業務名

産業廃棄物等収集運搬及び処分業務（コロナ対策事務局）

(2) 業務の概要及び予定数量

ア 廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物との分別のほか、一般廃棄物・産業廃棄物の各処分事業場までの収集運搬

・ 収集運搬台数 4 tトラック 約 35 台

イ 産業廃棄物等の処分

・ 廃プラスチック（不織布マスク、手袋、ガウンなど） 約 278 m³

※ ただし、数量は見込みであり、増加または減少する場合がある。

※ 一般廃棄物の処分料（1 キログラム当たり 10 円）は別に支払う。

(3) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日まで

(5) 履行場所

福島県福島市杉妻町 5 番 75 号ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格者名簿（令和4・5年度分）の一般廃棄物収集運搬業務もしくは産業廃棄物収集運搬・処分業務に登録されている者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 次のいずれの要件も満たしていること。

〔収集運搬業務〕

- ア 福島市の一般廃棄物収集運搬業務許可（ごみ）を受けていること。
- イ 福島県又は福島市の産業廃棄物収集運搬業許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。

〔処分業務〕

- ウ 福島県、福島市、郡山市又はいわき市の産業廃棄物処分業許可（廃プラスチック（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。））を受けていること。
ただし、本件処分業務の許可を受けていない者にあつては、その者が落札した場合において、上記ウを履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該業務を履行することができること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付して、次の定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年10月16日（月）午後4時必着
- (2) 提出場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県新型コロナウイルス感染症対策事務局総括班
- (3) 提出方法 郵送による。

4 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布は電子メールにて行うので、希望する場合には、下記9に掲げるアドレス宛に請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載の上、電子メールを送信して請求すること。

なお、入札説明書等については、以下のところにおいて公開とする。

福島県 保健福祉部 保健福祉総務課ホームページ 「保健福祉部入札情報」「3 その他の入札公告」

5 入札の方法等

- (1) 入札の日時及び場所
日 時 令和5年10月23日（月）午前11時
場 所 福島県自治会館3階 特別会議室（福島市中町8-2）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は、上記（1）に示す日時と場所に持参とする。

(3) 開札の日時及び場所

開札は、入札終了後直ちに入札場所にて行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に上記1の(2)の予定数量を乗じて得た額に消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に上記1の(2)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

8 その他

(1) 入札書の記載方法

1の(2)のア及びイごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額を記載する。

(2) 落札者の決定の方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

9 本公告に関する問い合わせ先

住 所 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県新型コロナウイルス感染症対策事務局総括班

電 話 024-521-7872 (直通)

ファックス 024-521-8682

電子メール corona-honbu@pref.fukushima.lg.jp

(福島県新型コロナウイルス感染症対策事務局)